

令和6年度採用

特別支援教育相談員（会計年度任用職員）募集要項・申込書

さいたま市教育委員会

さいたま市教育委員会では、さいたま市内の特別支援教育相談センターにおいて、就学や発達についての相談を行う特別支援教育相談員を募集します。

1 職務

特別支援教育相談員（会計年度任用職員）

2 職種、職務概要及び勤務日数

職種	職務概要	勤務日数
特別支援教育相談員	【就学相談】市内在住の次年度小学校入学予定者保護者を対象として、特別な教育的支援や適切な学びの場に関する就学の相談 【発達相談】市内在住及び市立学校に在学している児童生徒の保護者を対象として、発達や特別な教育的支援に関する相談	週3日

3 勤務条件

- (1) 勤務日時 1日につき7時間 週3日
- (2) 休日 土曜日、日曜日及び祝日並びに12月29日から翌年1月3日まで
- (3) 勤務場所 さいたま市特別支援教育相談センターひまわり（さいたま市西区三橋6-1587）
- (4) 任用期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (5) 報酬 時給 1,425円～ 1,697円 ※経験により異なる、昇給あり
(翌月21日払いとなります)
- (6) 費用弁償 通勤・出張に係る交通費相当分を本市規定により支給
- (7) 手当等 賞与あり
- (8) 保険 健康保険・厚生年金保険・雇用保険に加入
- (9) 休暇 年次有給休暇、特別休暇（忌引休暇・夏季休暇等）
- (10) その他 給与、勤務時間等は、条例等の改正（給与改訂等）により変更（減額を含む。）される場合があります。

※勤務条件につきましては、変更になる可能性があります。

4 応募資格

次の(1)～(3)のすべての要件を満たす人

(1) 次のいずれかに該当する人

職種	資格
特別支援教育相談員	① 公認心理師（令和6年3月31日現在、公認心理師登録済みの人） ② 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士 （令和7年3月31日まで有効な資格を有する人） ③ 一般社団法人日本スクールカウンセリング推進協議会認定に係るガイド ンスカウンセラー（令和7年3月31日まで有効な資格を有する人）

①～③のいずれかに該当する人

(2) 心身ともに健康で職務に耐えうる人

(3) 次のいずれにも該当しない人

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- イ さいたま市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ウ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

5 採用予定人数

特別支援教育相談員 1名

6 応募書類

- (1) 令和6年度採用 さいたま市特別支援教育相談員 採用試験申込書
- (2) 応募資格を証明するものの写し

公認心理師登録証・臨床心理士資格登録証明書・ガイダンスカウンセラー認定証

※申込期限までに提出が困難な場合、その旨を記載した文書を同封し、届き次第、写しを提出してください。

7 応募方法及び書類提出先

応募書類は、以下に郵送するか、直接持参してください。

〒330-9588

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

さいたま市教育委員会 特別支援教育室 特別支援教育相談員 採用担当

電話番号：048-829-1667

※持参する場合の受付時間は、土・日、祝日を除く、平日の8時30分から17時です。

8 選考方法

面接及び書類による選考

9 面接日程

順次実施予定。

※面接日時については、こちらから応募された方へお電話の上、相談させていただきます。

10 選考結果

結果が確定した時点で、お電話にてご連絡いたします。(すべての受験者にご連絡します。)

11 合格から採用まで

- (1) 合格者は、さいたま市特別支援教育相談員採用候補者名簿に登載し、欠員の状況等に応じて順次採用します。したがって、採用候補者名簿に登載された人すべてが採用されるとは限りません。なお、名簿の有効期限は、原則として令和7年3月31日とします。
- (2) 令和6年4月1日現在で資格が確認できない場合は、登載を取り消します。

12 備 考

応募書類が不備のものは受け付けられません。また、一度提出された書類は返却しませんので、御了承ください。

13 その他

本募集は、令和6年度予算の成立により、正式な効力が生じます。